

平成 18 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 18 年 2 月 27 日（月曜日）

議事日程

平成 18 年 2 月 27 日（月曜日）

午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 観光振興対策調査特別委員会の中間報告
- 6 推薦第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 選任第 1 号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 11 議案第 1 号 土地の処分について
- 12 議案第 2 号 市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する
地方公共団体の数の減少について
- 議案第 3 号 市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地
方公共団体の数の減少について
- 13 議案第 4 号 防府市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第 5 号 防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定
について
- 14 議案第 6 号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 15 議案第 7 号 防府市特別会計条例中改正について
- 16 議案第 8 号 地方税法第 6 条第 1 項の規定に基づき課税免除するものの範囲
を定める条例中改正について
- 17 議案第 9 号 平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）
- 18 議案第 10 号 平成 17 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 1 1 号 平成 1 7 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 号 平成 1 7 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 号 平成 1 7 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 4 号 平成 1 7 年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 5 号 平成 1 7 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 6 号 平成 1 7 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 7 号 平成 1 7 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 19 議案第 1 8 号 平成 1 7 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 9 号 平成 1 7 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1 番	行 重 延 昭 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	1 0 番	重 川 恭 年 君
1 1 番	三 原 昭 治 君	1 2 番	木 村 一 彦 君
1 3 番	安 藤 二 郎 君	1 4 番	平 田 豊 民 君
1 5 番	田 中 敏 靖 君	1 6 番	藤 野 文 彦 君
1 7 番	山 根 祐 二 君	1 8 番	今 津 誠 一 君
1 9 番	伊 藤 央 君	2 0 番	松 村 学 君
2 1 番	佐 鹿 博 敏 君	2 2 番	大 村 崇 治 君
2 3 番	河 村 龍 夫 君	2 4 番	山 下 和 明 君
2 5 番	馬 野 昭 彦 君	2 6 番	深 田 慎 治 君
2 7 番	山 田 如 仙 君	2 8 番	中 司 実 君
2 9 番	田 中 健 次 君	3 0 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成18年第1回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思

ますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

議席の変更

議長（久保 玄爾君） 議席の変更についてを議題といたします。

慣例により議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告申し上げます。

局長より報告いたさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） それでは御報告申し上げます。敬称は省略させていただきます。

1 番	行 重	副議長	2 番	原 田	議 員
3 番	河 杉	議 員	4 番	高 砂	議 員
5 番	斉 藤	議 員	6 番	横 田	議 員
7 番	弘 中	議 員	8 番	藤 本	議 員
9 番	山 本	議 員	10 番	重 川	議 員
11 番	三 原	議 員	12 番	木 村	議 員
13 番	安 藤	議 員	14 番	平 田	議 員
15 番	田中敏靖	議 員	16 番	藤 野	議 員
17 番	山 根	議 員	18 番	今 津	議 員
19 番	伊 藤	議 員	20 番	松 村	議 員
21 番	佐 鹿	議 員	22 番	大 村	議 員
23 番	河 村	議 員	24 番	山 下	議 員
25 番	馬 野	議 員	26 番	深 田	議 員
27 番	山 田	議 員	28 番	中 司	議 員
29 番	田中健次	議 員	30 番	久 保	議 長

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま御報告しましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御報告しましたとおり議席を変更することに決しました。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席いただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分 休憩

午前 10 時 3 分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、河杉議員、4番、高砂議員、御兩名にお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） この際、1月に人事異動が発令されましたので、自己紹介を受けます。

農業委員会事務局長（杉田 潤一君） 1月1日付で農業委員会事務局長を命ぜられました杉田潤一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

収納課長（安田 憲生君） おはようございます。同じく1月1日付で収納課長を命ぜられました安田憲生でございます。どうかよろしく願います。

観光振興対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、観光振興対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。藤本特別委員長。

〔観光振興対策調査特別委員長 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） おはようございます。去る2月13日に、観光振興対策調査特別委員会を開催し、観光行政の現状と計画について協議をいたしましたので、その経緯について、御報告申し上げます。

この観光振興対策調査特別委員会は、本市の、かけがえのない財産である多くの文化遺産と恵まれた自然環境を観光資源として生かした、観光客誘致のための諸問題を調査、研究する目的で、昨年12月に設置されました。

観光行政はすそ野が広い分野でございます。研さんを重ねて、防府市の観光振興の一助となればと考えていますので、議員並びに執行部の皆様の御理解、御協力をいただきますようこの場をおかりしましてお願い申し上げます。

初めに、「本市の観光行政につきまして、観光に係る恒常的な業務としては、パンフレットや各メディアを通じて情報提供や宣伝に努め、また、観光関係団体と連携して、四季

折々のイベントを開催するとともに、観光案内所や休憩施設、各種観光看板等の小規模施設の管理や観光施設としての防府市三田尻塩田記念産業公園、サイクリングターミナル、防府市観光情報館「コア銀座」、大平山ロープウェイ、大平山山頂公園を管理運営しております観光情報館、小規模休憩施設及び観光誘導サインにつきましては、「快適観光空間整備事業」により整備いたしました」との報告を受けました。

これに対し、「サイクリングターミナルは、支配人が民間から来られ、サービスは向上しているのか。また、食堂への利用者の声はどうか」との質疑に対して、「現在の支配人のもと、収支の面やおもてなしの面でも改善され、また、食堂においても、宿泊客の声を聞き、食事の改善や昼食も出すなどされており、利用が増えております」との答弁でした。

次に、防府市歴史美遊感計画による諸事業につきまして、「この計画は、平成10年3月に策定し、文化財を活かした地域づくりの対象区域となる5つの歴史文化ゾーンの特性を生かしたまちづくりを推進することで、市民や観光客が歴史美に触れながら遊び、全身で歴史文化を感じてもらおうとするものでございます。

この計画を具体的に進めるに当たり、歴史的環境整備地区として採択を受けるための調査を実施してまいりました。また、都市景観の形成を図るため、都市景観形成基本計画並びに都市景観条例を制定し、本市のサインを体系化するため、サイン計画を策定いたしました。

次に、ハード施策といたしまして、兄部家から国分寺までの都市計画事業新橋牟礼線は平成13年に完成しており、新橋牟礼線の国分寺から多々良二丁目までの区間につきましては、平成19年までを工期として進めております。また、国分寺鐘紡線の大林寺勝間線から鐘紡正門までの区間は、今年度に完成をしております。

次に、「まちづくり交付金事業」による防府駅と天満宮を結ぶ経路の整備につきましては、地域交流センター、鉄道高架下タイムトンネルの建設、天神プロムナードとして立市地区の道路改良工事、らんかん橋の補修工事、ポケットパークの設置、東西プロムナードとして銀座商店街から産業道路間の道路改修工事を実施してまいりました。また、てんじんぐち駅前広場西側の多目的広場を整備し、天神プロムナードとして天神商店街の道路改修工事を実施し、現在、銀座商店街の交差点改良工事を施工しております」との報告を受けました。

これに対して、「美遊感計画の事業期限と財政的支援との関連はどうか」との質疑に対し、「この計画は、基本構想に近いものとしてとらえており、計画期間は設定していませんが、設定当時の国の考え方は、おおむね10年ということでした。財政的支援

につきましては、優先的に採択を受けるとか、計画を策定することで、各省庁への説明がスムーズになる利点がございます」との答弁がございました。

また、「図書館跡地に歴史資料館をとの意見もあるが、美遊感計画にあるタイムアローの考え方との整合性はどうか」との質疑に対し、「現在の総合計画より一つ前の総合計画の理念としてあったもので、こうした計画の積み重ねの上に、今の防府市の姿があると御理解いただきたい」との答弁でございました。

また、「拠点施設としての歴史博物館の設置についてはどうか」との質疑に対し、「歴史博物館は必要と考えており、今日までの行政施策の中で、市民生活に直結した部分を優先せざるを得ませんでした。文化、スポーツ等に意を注ぐことができる状況になりつつありますので、この歩みをさらに加速させていくことで可能なものになってくると考えています」との答弁でございました。

また、「都市景観条例による地区指定の例はないが、指定を受ける声上がるように市のまちづくり方針を明確にし、条例の中身を見直すなどして実効のあるものにしていただきたい」との要望がございました。

次に、サイクルツアー推進事業につきまして、「自転車で海、川、山、街などの観光地を楽しむ。また、自転車により観光客を誘致する観光施策の一環として、山口県と防府市が連携して実施しています。対象地域は防府駅から県道三田尻港徳地線を経て和字地区への周遊ルートで、現在、佐波川自転車道を整備しており、さらに川の駅、川の停留所の整備計画を策定しております。産、学、民、官の幅広い視点から、ワークショップを開催しながら進めており、将来的には、海の方へも目を向けてまいります」との報告を受けました。

次に、文化財保護に関しまして、「三田尻御茶屋の保存修理や史跡周防国衙跡、「船所・浜宮」の公有地化と保存管理を進めるとともに、国の天然記念物の「エヒメアヤメ自生南限地帯」や「向島タヌキ生息地」の保護、増殖に向けて環境整備等の活動を進めています。また、インターネット上にバーチャルサイト・ミュージアムを開設し、文化財情報を提供しているところです。埋蔵文化財に関しまして、毎年本調査、試掘調査を実施しており、重要な資料が多くあるにもかかわらず収蔵、展示施設がなく、苦慮しています」との報告がございました。

協議を終了したところで、「今後、特別委員会として、観光協会など直接観光事務に携わる方々の意見を聞き、調査研究を進めていただきたい」との要望がございました。

以上をもちまして、観光振興対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらお願いいた

します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、観光振興対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち佐伯京子氏の任期が、6月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、玉田哲二郎氏が3月24日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

玉田委員につきましては、平成12年3月から6年間にわたり本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

このたび後任委員として新たにお願しようとする石谷毅氏は、大平建設有限会社に勤められた後、平成6年4月に司法書士・行政書士事務所を開設されております。石谷氏の豊富な経験と専門的な知識が固定資産評価審査委員会の委員として生かされるものと考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。22番。

22番（大村 崇治君） この案件に反対するものではございませんけれども、基本的な考え方をちょっとお尋ねします。

固定資産税という税の公平性、特に本市は市街化区域、調整区域等地域性を考えた場合、全体的なバランスも考慮する必要があると思います。たまたまこのたびの玉田さんの場合は西浦でございますけど、西浦が今度おられない。過去にも市内にはいろいろ中関、新田、華城、富海とか、それはいろいろありますけど、その辺はどのように、基本的な基準といたしますか、考えて、今、専門性と言われましたけど、あえて基準をお示し願いたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 前任の玉田氏につきましては、やはり業界と申しますか、土地家屋調査士とか、専門性を有する方でありました。その方がおやめになりたいということでやめられましたので、今回も司法書士会に依頼をしまして、専門的な方についての推薦をいただいて、その方をもって議会の同意を求めているものでございます。

近年、この固定資産評価審査会委員の仕事が大変困難になってきております。ただ、単に地域だけで求めましてもまことに専門性を有する。また、評価審査した結果が、裁判を起こされるという事態等が全国各地で見られてきております。したがって、なるべく専門性がある方について司法書士会の御推薦をお願いいたしたというものでございます。地域性よりもそちらを優先させて推薦のお願いをしているものでございます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 言われたことはわかります。そうしますと、複雑多岐になる

から、もう今後はそういう専門畑の方だけで固めていくという考えですか。やはり、今からのそういう選任のときですね、バランスを考慮して、地域性のことも視野に入れた選考をされるべきと思います。その辺を考慮されてお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 今回、司法書士会の交代でありましたが、例えば前回でありましたらいわゆる農協、農業団体の方をお願いするとかもございませぬ。ただ単に司法書士会だけではございませぬ。前任者の経歴等を見ながら、それらの団体の経験、見識を有効に生かしていただけるように配慮してまいりたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） はい、わかりました。以前はですね、とにかく地域性を考慮してたしかされておりましたから、もうそういうことが今後の方向性ということをおる程度示された上での選考に進めていかればよいと思います。もうこれでよろしゅうございませぬ。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成17年12月7日に公布され、本年1月1日に施行されたことにより、本市の国民健

康保険条例もこれに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、専決処分により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、地方税における株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の一部が見直されたことにより、保険料の算定の特例に関する規定の条文整備を行うものでございます。

御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第1号については、これを承認することに決しました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

承認第3号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第2号及び承認第3号を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第2号及び承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

本案は、市有施設についてアスベストが含まれている可能性のある施設を対象に調査を行った結果、一部の施設にアスベストを含有する製品が使用されていることが判明したため、これの除去作業等を実施することに伴い、平成17年度の一般会計予算及び公共下水道事業特別会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

まず、承認第2号一般会計予算の補正の内容でございますが、歳出では、アスベスト除去等工事請負費の経費及び公共下水道事業特別会計への繰出金の増額分を計上し、歳入では国庫支出金の増額分を計上するとともに、これらの収支差を予備費で調整したものでございます。

次に、承認第3号公共下水道事業特別会計予算の補正の内容でございますが、歳出ではアスベスト除去等の工事請負費等の経費を計上し、歳入では国庫支出金、一般会計からの繰入金及び市債の増額分を計上したものでございます。

御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号及び承認第3号については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号及び承認第3号については、これを承認することに決しました。

報告第1号専決処分の報告について

報告第2号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第1号及び報告第2号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第1号でございますが、平成18年1月11日午前11時46分ごろ、農業農村課職員が公務のため、防府市役所5号館北側駐車場から市道大林寺伊佐江線に左折し

ようと発進した際、歩道を東へ進行してきた自転車と接触し、自転車に乗っていた人が転倒・負傷し、また、自転車が破損したものでございます。自転車に乗っていた人のけがも完治し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第2号でございますが、平成18年1月31日午後4時50分ごろ、課税課の職員が、防府市文化福祉会館での公務の後、駐車場から車両を出すため後進した際、駐車中の車両の後部に接触し、破損させたものでございます。車両の修理も完了し、お手元の参考資料のとおり示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては平素から十分に注意しておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、報告第1号及び報告第2号を終わります。

議案第1号土地の処分について

議長（久保 玄爾君） 議案第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第1号土地の処分について御説明申し上げます。

本案は、やはり園跡地の売却についてお諮りするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、一般競争入札の公募により参加のありました株式会社コウワ不動産1社で3回入札を行いました。落札いたしませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、株式会社コウワ不動産と随意契約による契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議案第2号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第3号市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（久保 玄爾君） 議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第2号市町村の廃置分合に伴う山口県市町村災害基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第3号市町村の廃置分合に伴う山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、一括して御説明申し上げます。

本案は、平成17年10月1日以降の市町村の合併に伴う山口県市町村災害基金組合及び山口県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を集結してお諮りいたします。議案第2号及び議案第3号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号防府市国民保護協議会条例の制定について

議案第5号防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議長（久保 玄爾君） 議案第4号及び議案第5号を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第4号防府市国民保護協議会条例の制定について及び議案第5号防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、一括して御説明申し上げます。

平成16年9月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行され、本市では、同法に基づき武力攻撃等の事態が起こった際に、迅速に住民を保護する措置を実施するための国民保護計画の策定に平成18年度から着手する予定であります。

本案は、計画策定に関連する国民保護協議会と国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織、運営等について必要な事項を定めようとするものでございます。

国民保護協議会は、国民保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会でございます。

また、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は、武力攻撃及び武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合に、避難住民の誘導、避難後の住民生活の救援及び武力攻撃等に伴う災害への対処を行うために設置されるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。18番。

18番（今津 誠一君） お尋ねいたしますが、国民の保護という、国民の生命、財産を守ることは国の最大の責務と私は認識をしております。したがって、これら条例制定に関し、これらにかかわる予算は当然国が確保すべきものとするものですが、これについてどのような形になるのかお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点、この条例が、今後、当協議会の開催がどの程度日数的に予定されておるのか。そして、それにかかる予算がどの程度になるものと推測されておるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 経費の面ですけれども、協議会の開催経費については国から補助金があるというようなことは聞いておりません。これは法律で制定されているものに基づいて市が設置するものですが、費用的にはその協議会開催経費の報酬とか、あるいは計画ができ上がったときの印刷製本が要るのか要らないのか、その程度になるかと思えますけれども、補助金等は聞いておりません。ただ、国のことですから、交付税の算入、算定経費に入っておりますよとか、そういう説明は今後あるかもしれませんが、そういうことは考えられます。

それから、協議会の開催でございますが、これはまだきちっと決めたわけではございませんけれども、県におかれては最初の協議会を立ち上げられて方針決定をされ、その後は幹事会にゆだねられて計画を策定されて、大体幹事会で合意ができたものを2回目の協議会で諮問いただいたということでございますので、これから本市もこの条例等の制定をいただきますたら協議会を設置いたしますが、県の例を倣いますと2回程度で終わるんじゃないかなと、そのように考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） 国から補助金が出るということは聞いてないと。交付税措置がされる可能性はあるかないかわからないということでした。私は、こういう国の法律に基づいて条例を制定しなさいと言ってきた場合に、地方の立場からすれば、その辺についてはどういうふうになるんですか、国の方で明確に示してくださいと言うのが地方の責任じゃないんですか。これについて地方がですね、この財政難の中でまた負担をしていくということは、やっぱりどうかという気がする。

それから基本的に、これについて国と地方の役割分担、責任というものがどうなのか、その辺のところはまずきちり示されておかないと、私はいけないと思うんです。その辺の確認というものが私は地方サイドから当然あってしかるべきと思うんですが、全然地方から国に対して何も聞いてないということですか。時代は地方主権に傾いているときですよ。こういうときに、国の方でこういうことについてはしっかり示してくださいと、はっきり言うべきじゃないですか。どうですか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これは国民を保護するために国が制度化されたものでありまして、地方自治体としてもその法律に基づいて協力をしていきたい、そういう立場であります。

ただ、経費の面につきましては、国の制度として国が定めた法律というのはたくさんあるものでございます。例えば都市計画法もありまして、それに基づいて都市計画審議会を設けております。農地法があって農業委員会も設置してあります。そのいずれについても国の法律でありますけれども、市町村が設置したからといってですね、即補助金があるものではなくって、それらの経費についてはいわゆる地方交付税の単位費用に含めるというような措置がとられているのが通常のパターンでありますので、私どももその単位費用に入るのかな、入らないのかなといった視点で見たいと、そのように考えております。当面、国の責務でありますので、地方交付税の単位費用を入れるか入れないか、そのぐらいの財政支援ではないか、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 所管委員会ではありませんので、少し細かなこともお聞きしたいんですが、この保護協議会条例、あるいはその後段についております議案参考資料を見ましても、委員の任期というものがこの中には示されておられません、委員の任期というのが何年なのか。もしそれが条例なり法律で示されておるとすればどこになるのか、お示しを願いたいと思います。これが1点目です。

それから2点目の質問は、議案参考資料で75ページに当たるところに法の抜粋があります。「市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する」という法の第40条ですけれども、その中の第4項「委員は次に掲げる者のうちから市町村長が任命する」というふうに書いてあります。これはこの中から任命すればいいということで、この者を任命しなければならないということではないと思いますが、そういった点で、ここの2つ目に掲げている「自衛隊に所属する者」というのは、軍事色を薄めるという意味で入れるべきではないと思いますが、この辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、あるいは市民の代表として議員を入れるということについてどうなのか。あるいはさらに、最近多くの審議会で行っております、市民から一般公募で委員を入れるということについてどう考えておられるのか、御意見を伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） まず最初の、御質問いただきました委員の任期であります、法の方で、法の第5節の38条で、都道府県協議会の組織ということで、第5項で「委員の任期は2年とし、再任を妨げない」ということで、法に書いてございます。したがって、この都道府県協議会の組織の5項については、市町村協議会においても準用するという事になっておりますから、一応法の方で2年ということが定めてあります。

それから2番目は自衛隊を云々でございますが、これは条例で該当するものを書いてお

りますけれども、またこの後、県の方の説明もあると思うんですが、これまで一般災害、風水害等々におきまして、やはり緊急の場合には自衛隊の方の支援等、多大な協力を得て防府市民の生命・安全を守ってきております。したがって、条例等を御承認・可決していただいた暁には、やはり国の指針に従って自衛隊の支援を求めるために自衛隊に所属する者についても当然委員として入っていただきたい、そのように考えております。

それから、3番目のいわゆる市民あるいは議員の云々でございますが、これはやはり法でこういうようにしなさいというふうに書いてありますので、もし入れるとしましたら、8号の「国民保護のための措置に関して知識または経験を有する者」といったような範囲に入れば、当然この候補者として検討することになると思いますが、現段階ではまだ具体的なものについては決めておりません。県の方もこういう計画をしなさいとか、説明会があると思いますので、それらの意見を参考にしてそのことについて検討してまいりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 任期が何年かということ、三十何条、県の分という形でお示しいただきましたけれども、そういった資料は、今この協議会の条例を出しているわけですから、委員の任期が何年ということはこの議案参考資料に当然示すべき問題だと思うんですよね。

それで、さっき県の分を準用するというふうに言われましたけれども、その準用規定というのは75ページから始まっている法の第40条の第5項に県の規定を準用するということが書いてあるわけです。それはこの議案参考資料では省略として省いてあるわけですよ。だから、こういう議案の参考資料の出し方ではなくて、もっと全体がわかるような議案の参考資料、省略をしているのは準用規定だとか読みかえ規定というものをどうも今まで省略することが多いわけですから、第5項をちゃんと県の規定、協議会の規定を準用するということをここに示していただいて、先ほど言われました38条の規定を準用するものであれば、それを同時に議案参考資料で示すと、こういう形がですね、今後の議会の参考資料の提出の仕方ではないかと思っておりますので、一言苦言を呈しておきたいと思えます。

それから、市議とか公募の委員については、なかなか慎重な言い方をされましたけれども、多分担当課でお持ちだと思っておりますが、国民保護法の読み方という磯崎陽輔さんという方が書かれた本があります。これが唯一の国民保護法の逐条解説として今出版されている本でありますけれども、それによりましてこう書いてあります。今言われた8つ目の第8号の「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」という形で、ここでは

ですね、この本の113ページですけれども、当然事務局でもこういう本はお持ちだと思いますので、あとで見ていただきたいと思うんですが、「議員は第8号に該当する者と考え」ということを、してありますので、8号で議員が該当するということですので、ぜひ議会の代表も入れていただきたい。私になれるものならなりたいと今思っております。

それから、「8号については包括事項であり、特に限定はない」と、こういうふうにも書いてあります。特に限定はないと。そういうことですから、ぜひこれ市民公募の方も入れていただきたい、この辺について再度御回答をお願いしたいと思います。

それから質問の回数が制限されておりますから、もう一つ質問させていただきたいんですが、今回出されております協議会の方、それから国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、この2つの条例を見ますと、消防庁の国民保護室が2004年9月17日に示したモデル条例が大体ほとんどそのまま踏襲されている条例なわけですが、この消防庁の国民保護室がこの3月に保護計画のモデル計画を提出するというふうになっております。昨年の3月に県の保護計画のモデル計画を消防庁の国民保護室が提出をしておりますが、市町村段階のモデル計画はこの3月に消防庁の国民保護室が示すというふうになっております。条例の方はこの消防庁の国民保護室モデル条例をそのままほとんど使ったような条例になっておりますが、モデル計画をやはり大いに参考にするのか、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

それからあわせて、計画をつくる際にはジュネーブ協定の追加議定書、これは1970年6月8日に採択をされ、2004年の159国会で批准したものでありますが、これの第5章第59条に無防備地区という条文があります。私は、この無防備地区の宣言をするということが、もう国民保護、市民保護そのものになるんじゃないかと、こういうふうを考えておりますが、つまらない計画を立てるよりはですね。こういったことを参考にする考え方はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 重ねての質問の議員さんが委員会に入る云々でございますが、御意見として承っておきます。

それから計画云々ですが、この計画は市独自でですね、防府市版だけでできるものではありません。例えば武力攻撃を受けたときには近隣の市町村への避難とか、いわゆる広域にまたがる場合等もありますので、議員さん御指摘のように国からの一つの基準あるいは県がこのたびまた公表するでしょうけれども、それらの基準等が示されると思います。それらの県計画との整合性といったところに最重点を置いて計画を立てていかなければならないのかなと、そのように思っております。

地域防災計画もやはり県内統一した地域防災、風水害に対する計画を立てておくことによってお互いの連携ができるものでありますから、本計画についてもそのように考えております。

ジュネーブ協定の無防備地区の宣言云々ですが、これは国において検討されることでありまして、防府市においてそんな宣言ができるとか、できないとか、計画に入れるとか、入れないとか、そういう判断については差し控えたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 29番。

29番（田中 健次君） 法の第35条、市町村の国民の保護に関する計画の逐条解説のようなところを読みますと、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない」、そういう形で協議するということを求めているわけですが、「国民の保護に関する計画は、国全体として整合性のとれたものでなければならないことから、市町村の計画の作成に当たって、都道府県知事への協議を求めたものである。「協議」は、同意を得るよう相互に努力することであり、必ずしも同意は前提としないと説明されている。したがって、あることについてどうしても同意ができない場合は、市町村の意見を尊重することになるが、そうした事態にならないよう、双方可能な限り同意を得るよう努力することが期待される。なお、この協議については、都道府県知事以外の関係の執行機関への協議を求めているが、協議を受けた都道府県知事において、他の執行機関の同意も得られるよう適切な措置を講ずべきであろう」と、こんなようなふうに逐条解説で述べております。この辺の同意は必ずしも必要としないということですので、市町村としてきちっとした意見を言って、市民のためになるようお願いしたいと思います。

それからジュネーブ協定云々については、政府の見解と私や、あるいは国際的に言われていることとはどうも見解が違うようなので、そういうことだけ述べて、質問を終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 市町村計画云々ですが、市町村計画を立てるときにこの協議会に諮問しなさいという、この協議会の条例であります。そして、その諮問された委員の方々にその計画でいいのか悪いのか、あるいはその後幹事会で練っていくようになりますので、どうしてもそれらの指定行政機関あるいは指定公共団体等々の御意見をいただきながらその計画をつくっていくものであります。したがって、その中にはやはり県の機関も、国の機関も、いろいろな団体も入っております、やはり県との整合性といったものについては優先すべき課題ではないかな、幹事会で合意を得るためには、それらの整

合性というものはどうしても必要になってくるというふうに認識しております。いずれにしましても、条例を制定していただきましたら、それらの協議会にお諮りして計画をつくってまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第6号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第6号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第6号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市土地開発基金を廃止するため、条例の改正をお願いし、あわせて既に効力を失っております防府市介護保険円滑導入基金についての条文の整備をするものでございます。

土地開発基金につきましては、公有地等の取得の円滑化を図ることを目的として、昭和44年に国の地方財政計画において設けられた制度で、本市においては昭和45年に設置し、これまで公有地等の取得に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、昨今の経済情勢や地価の動向などから、基金の意義が薄れていること、また、今後の土地取得については、土地開発公社等による対応が可能なことから、市の財政事情も勘案し、基金を廃止して原資を一般会計に繰り入れ、その活用を図ろうとするものでございます。

なお、平成16年度末の基金残高は、現金及び土地を合わせて19億390万3,270円となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号防府市特別会計条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第7号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第7号防府市特別会計条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、土地取得事業特別会計を廃止するため条例の改正をお願いするものでございます。

土地取得事業特別会計は、防府市土地開発基金や、土地の先行取得事業の歳出歳入を整理するために設けている特別会計でございます。防府市土地開発基金の廃止に伴い、今後、当該基金に係る処理がなくなること、また、現在、特別会計による土地の先行取得を行っておらず、今後も行う予定がないことから、土地取得事業特別会計を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第8号地方税法第6条第1項の規定に基づき課税免除するものの範囲を定める条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第8号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第8号地方税法第6条第1項の規定に基づき課税免除するものの範囲を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国の特殊法人等整理合理化計画に基づき、雇用・能力開発機構が所有しておりました防府共同福祉施設が廃止されたことに伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

議案第9号平成17年度防府市一般会計補正予算（第8号）

議長（久保 玄爾君） 議案第9号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第9号平成17年度防府市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億1,791万円を追加し、補正後の予算総額を390億6,097万6,000円といたしております。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、7ページの第2表及び152、153ページの継続費調書でお示ししておりますように、基地周辺障害防止対策事業については計画年度の延長、総額及び年割額の変更を、また、桑山中学校講堂改築事業については、総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、8、9ページの第3表及び154ページから157ページの繰越明許費調書でお示ししておりますように、市庁舎バイク倉庫アスベスト除去等工事外16件の繰り越しをお願いするものでございます。

なお、繰越理由につきましては繰越明許費調書に記載しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、第4条の債務負担行為の補正につきましては、10ページの第4表及び158、159ページの債務負担行為調書でお示ししておりますように、防府市土地開発公社の借入金に対する市の債務保証限度額を変更しようとするものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、11、12ページの第5表でお示ししておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いいたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、その主なものについて事項別明細書により、順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、14ページから35ページまでの市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、いずれも決算見込みによる補正をお願いいたしております。

なお、32ページの地方交付税につきましては、再算定による追加交付決定に伴い増額補正をいたしておるものでございます。

次に、36ページからの国庫支出金及び44ページから59ページまでの県支出金につきましては、事業費の内示確定や精算見込み等に伴う補正をお願いいたすものでございます。

次に、58ページから61ページまでの財産収入につきましては、市有地の売り払い等に伴う補正を計上いたしております。

なお、60ページの繰入金につきましては、決算見込みに伴う補正及び先ほど議案第6号で御議決をいただきました防府市土地開発基金の廃止に伴うものでございます。

次に、62ページから67ページまでの諸収入につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに基づき補正を行っております。

68ページからの市債につきましては、いずれも適債事業の事業費の確定や決算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、72ページから91ページまでの2款総務費につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに伴う補正でございますが、74ページの1項総務管理費1目一般管理費においては、決算見込みに伴い生じます剰余金の一部を庁舎建設基金へ積立金として計上いたしており、また、2目人事管理費におきましては、定年前退職者等に伴う退職手当の増額を、76ページの6目財産管理費においては、土地開発基金を廃止することに伴う基金保有土地の買い戻しをお願いいたしております。また、7目財政調整基金費におきましては、歳入で御説明いたしました市有地売払収入のほか土地開発基金廃止により生じます剰余金の基金への積み立てを、また、9目企画費では、生活バス路線運行費補助金を計上いたしております。

次に、90ページから101ページまでの3款民生費でございますが、そのほとんどが決算見込み等による補正であります。

92ページの1項社会福祉費4目老人福祉費においては、利用者の取り扱い件数の減による各種委託料の減額などをいたしております。また、94ページの5目障害者福祉費においては、受診経費の見込み減によります重度心身障害者医療費の減額などを行っております。

96ページの2項児童福祉費につきましては、保育園児数の見込み増によります民間保育所委託料の増額や、民間保育所職員の処遇向上を図るための経費、土地開発基金保有土地の買い戻し経費などについて補正いたしております。

また、100ページの3項生活保護費では、決算見込みによる生活扶助費及び介護扶助費の減額及び平成16年度事業費確定による国への返還金等を計上いたしておるものでございます。

次に、102ページから107ページまでの4款衛生費につきましては、これもいずれも決算見込みに伴う補正でございますが、主なものとしたしましては、102ページの1項保健衛生費3目予防費の日本脳炎予防接種委託料や、4目環境衛生費の合併処理浄化槽設置補助金、7目老人保健対策費の基本健康診査やがん検診委託料に係る実績見込みの

ほか、8目保健衛生施設費では、土地開発基金保有土地の買い戻し経費、また104ページの4項清掃費2目塵芥処理費における最終処分場築堤工事の入札差金などがございます。

次に、108ページの5款労働費につきましては、ファミリーサポートセンター事業費補助金の交付金化に伴う財源補正をいたしております。

また、115ページまでの6款農林水産業費につきましても、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みによる補正でありまして、農業近代化資金等利子補給補助金や県営土地改良事業に伴う県事業負担金、中浦漁港及び西浦漁港の海岸保全施設整備工事の減額補正等が主なものでございます。

次の116ページ、7款商工費につきましては、土地開発基金保有土地の買い戻し経費や決算見込みによります制度融資の減額等について補正をお願いいたしております。

また、127ページまでの8款土木費につきましては、事業費の確定あるいは決算見込みに伴う補正が主なものでございますが、道路新設改良工事や河川改良工事、公営住宅ストック総合改善工事などの入札差金、三田尻中関港湾整備事業や、環状1号線、佐波新田線整備事業等に伴う県事業負担金のほか、防府市土地開発公社に対する市街地再開発事業用地の取得代金が主なものでございます。

126ページの9款消防費につきましては、退職団員の増に伴う退職団員報償金等の補正でございます。

次に、128ページから143ページの10款教育費につきましては、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みに伴う補正でございますが、主なものといたしましては、小野中学校の屋内運動場や公民館・学習等供用会館のアスベスト除去工事、共同調理場建築工事などの入札差金、また、決算見込みによります文化振興財団への施設管理委託経費の減額などがございます。

次に、144ページの11款災害復旧費につきましては、過年度の土木施設災害復旧事業について補助事業費の確定により補正いたしております。

また、12款公債費につきましては、元金及び公債利子を決算見込みにより補正いたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を6億8,353万4,000円といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査

の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号については関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第10号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号平成17年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号平成17年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第15号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第16号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（久保 玄爾君） 議案第10号から議案第17号までの8議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） それでは、議案第10号から議案第17号までの8議案について、順を追って御説明申し上げます。

まず、1ページの議案第10号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億6,787万7,000円を減額し、補正後の予算総額を124億9,193万5,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表及び22、23ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、食堂ほか施設改修工事の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は決算見込みによるもので、歳入では、入場料、車券発売金収入、諸収入及び基金繰入金を、歳出では競輪事業費、諸支出金及び公債費をそれぞれ減額し、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、25ページの議案第11号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予

算（第3号）ですが、第1条におきまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,064万1,000円を減額し、補正後の予算総額を101億4,362万3,000円といたしております。

この会計も決算見込みにより補正を行うものですが、歳入では、保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金等を、歳出では保険給付費、保健事業費、諸支出金等を計上いたし、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、61ページの議案第12号平成17年度防府市索道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ297万7,000円を減額し、補正後の予算総額を7,399万9,000円といたしております。

また、71ページの議案第13号平成17年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ26万9,000円を減額し、補正後の予算総額を2億3,045万6,000円といたしております。

この両会計とも、今回の補正は決算見込みに基づいて行っているものでございます。

次に、79ページの議案第14号平成17年度防府市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれに494万6,000円を追加し、補正後の予算総額を709万5,000円といたしており、歳入では財産収入を決算見込みに基づき計上いたし、収支差を土地開発基金に積み立てようとするものでございます。

なお、本特別会計につきましては、先ほど御議決もいただきましたとおり、防府市土地開発基金の廃止に伴いまして所期の目的を終えることとなりますので、本年度末をもって会計を閉じることになるものでございます。

次に、87ページの議案第15号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、第1条におきまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,018万7,000円を減額し、補正後の予算総額を55億4,511万円といたしております。

第2条の継続費の補正につきましては、90ページの第2表及び104ページの継続費調書でお示ししておりますように、浄化センター増設工事及び右田中継ポンプ場建設工事について、総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、91ページの第3表及び106ページの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、公共下水道事業の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき行っているものでございます。

次に、109ページの議案第16号平成17年度防府市老人保健事業特別会計補正予算

(第2号)でございますが、歳入歳出それぞれ1,679万8,000円を減額し、補正後の予算総額を124億1,792万2,000円といたしております。

今回の補正は、決算見込みによるものでございますが、医療給付費が見込みを下回ったことなどに伴う歳入調整をいたすものでございます。

最後に、121ページの議案第17号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億709万2,000円を減額し、補正後の予算総額を69億8,559万6,000円といたしております。この事業も、今回の補正は歳入歳出いずれも決算見込みにより行っているものでございます。

以上、議案第10号から議案第17号までの8議案について一括して御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。2番。

2番(原田 洋介君) 議案第10号、競輪のことでちょっとお伺いしたいんですけども、まず、これのですね、6ページ、発売金収入とか、売り上げが大幅な減額になっておりますが、これは不景気だとか、そういうようなこととかいろいろあると思いますけれども、何か大きな原因があったのか。それとも何か予算を立てる段階で、何か見方があったのかという、その辺事情等ありましたら御説明いただきたいなというふうに思います。

議長(久保 玄爾君) 財務部長。

財務部長(中村 隆君) 競輪は歳入に伴って、歳出が出てまいります。一番大きいのは払戻金でございますけれども、75%が出るわけです。これは高めに見積りませんと、歳出が非常の場合に不足をいたしますので、高めに見積もっております。昨年は売り上げ実績で申し上げますと100億余りでございましたんですけども、ことしは恐らく110億ぐらいは確保できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、減っているわけではございませんから、どうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

議長(久保 玄爾君) 20番。

20番(松村 学君) 索道事業についてお尋ねいたします。

64ページ、運賃収入でございます。補正前の額が2,400万円ということで、結局ふたをあけてみると699万の減額ということになりました。16年度当初予算におきましては、この索道についての存続の是非も議会でもありましたが、この1年、当局におかれましては努力をしていくということで、ここに運賃収入、前年度比約25%ぐらいの増

の計上でたしかあったと思うんですが、結局ふたをあけてみますと25%、逆に減という形になりました。この辺についての今の御感想を当局にお伺いしたいなと思います。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今の御質問でございますけれども、大平山の山頂公園を整備いたしましたので、当初予算におきましては、少し欲張って運賃収入が入ってくるというふうに、率直に申し上げまして、そういうふうな予算の組み方をしておりました。しかしながら、そうした当初予想に比べましたら低目で推移してきておるわけでございませぬけれども、山頂公園ができる前の状況に比べますと、索道の方の利用者は増えておるといふ状況でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 山頂公園ができてですね、ロープウェイを使わないで公園の方に行けるようになった。公園の方に行かれる方も多いというふうに私も聞いております。17年度予算にも申し上げましたが、18年度予算はこれから新規になると思っております、早急に検討委員会の方もやっていただきたいと、再度要望して終わります。

議長（久保 玄爾君） ほかにございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号及び議案第14号については総務委員会に、議案第11号、議案第13号、議案第16号及び議案第17号については教育民生委員会に、議案第12号については経済委員会に、議案第15号については建設委員会にそれぞれ付託と決しました。

議案第18号平成17年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第19号平成17年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議長（久保 玄爾君） 議案第18号及び議案第19号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） それでは議案第18号及び議案第19号について一

括して御説明申し上げます。

まず、議案第18号平成17年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに立ちました収入及び支出の増減額をそれぞれお示しいたしておりますように補正をお願いするものでございます。

すなわち予算第2条に定めております業務の予定量につきましては、年間総給水量を1,428万6,000立方メートルに、1日の平均給水量を3万9,140立方メートルに、建設改良事業の事業費を5億6,690万8,000円に改めようとするもので、以下、この業務量の変更に伴い所要の補正をお願いするものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、平成17年度防府市水道事業会計補正予算実施計画にその内容をお示しいたしておるとおりでございます。

給水収益につきましては、気象条件に恵まれたこと等による増額補正をお願いいたしており、給水負担金やその他の収入につきましても増額が見込まれ、収益的収入全体では8,363万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、一般管理費等諸費用の減額を見込んでおり、消費税及び地方消費税納付額の増額等はございますが、収益的支出全体では613万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の主なものにつきましては、移設補償金など工事負担金収入は増額となりますが、同時施工を予定しておりました主たる公共工事との関連により総事業費が減額となること等に伴い、企業債借入額を減額しようとするもので、あわせて資本的収支不足額の補てん財源につきましても、それぞれお示しいたしておりますように改めようとするものでございます。

第5条につきましては、ただいまの理由によりまして、企業債の限度額を5億5,000万円から4億3,500万円に改めようとするものでございます。

次に、議案第19号平成17年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本会計につきましても、補正予算書11ページにお示しいたしておりますように、決算見込みに立ちました増減額をお願いするものでございます。

以上、議案第18号及び議案第19号について御説明申し上げました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号及び議案第19号については建設委員会に付託と決しました。

議長（久保 玄爾君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、次の本会議は3月2日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましてはよろしく御審査のほど、お願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年2月27日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 高 砂 朋 子